

日高川町建設工事等条件付一般競争入札実施要綱

令和 6年12月 5日

(趣旨)

第1条 この要綱は、日高川町(以下「本町」という。)が発注する建設工事等(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務(以下「建設コンサルタント業務」という。)をいう。以下同じ。)について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、入札及び契約手続の透明性、公平性及び競争性を一層高めるため、日高川町建設工事等条件付一般競争入札(以下「条件付一般競争入札」という。)の実施に関し、日高川町財務規則(平成25年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 条件付一般競争入札の対象とする建設工事等(以下「対象工事」という。)は、原則として、すべての建設工事及び建設コンサルタント業務とする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する工事及び特殊又は高度な技術等特別な条件が必要と認められる工事は、この限りでない。

(入札の公告)

第3条 条件付一般競争入札の公告については、次に掲げる方法で行うものとする。

- (1) 本町の公式ホームページへの掲載
- (2) 入札閲覧室における掲示板への掲載
- (3) その他町長が必要と認める方法

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 入札に付する工事等の概要に関する事項
- (2) 入札参加者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札参加手続等に関する事項
- (4) 入札等に関する事項
- (5) 参加資格の審査に関する事項
- (6) 落札者の決定方法に関する事項
- (7) その他条件付一般競争入札の手続に関し必要な事項

(参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)は、次に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 対象工事と同種の工事種別において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する建設業の許可を受けていること。ただし、対象工事に係る設計金額が6000万円以上の建設工事にあつては、建設業法第3条第1項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 日高川町工事等競争入札参加資格者審査規則(平成17年規程第96号)に規定する入札参加資格を有する業者であること。
- (4) 日高川町工事請負契約指名停止要綱(令和5年4月1日)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 日高川町が行う契約等からの暴力団排除に関する措置規定(平成22年規程第5号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 対象工事に配置を予定する主任技術者又は、監理技術者が適正であるとともに、当該技術者を配置できること。

- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、対象工事ごとに本町が定める要件を満たしていると認められること。
- 2 前項第8号に規定する対象工事ごとに定める要件は、次に掲げる資格のうちから必要に応じて、日高川町建設工事等請負業者選定委員会規程(平成17年規程第22号)の審議を経て、町長が定めるものとする。
 - (1) 経営事項審査の総合評定値に関する資格
 - (2) 対象工事と同種又は類似工事の施工実績に関する資格
 - (3) その他町長が必要とする資格
 - 3 前項第2号に定める同種又は類似工事の施工実績とは、元請けとして施工した実績(施工中のものは除く。)を有するものとする。ただし、共同企業体としての施工実績は、各工事毎に別に定めるものとする。

(申請書及び資料の提出)

第5条 町長は、条件付一般競争入札に参加しようとする者の参加資格を確認するため、参加希望者に条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び条件付一般競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出を求めるものとする。

(資料の内容)

第6条 前条に規定する資料の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施工実績調書(様式第2号)及び当該工事契約書の写し。ただし、当該工事等に関し、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」による竣工時カルテがある場合は、その提出をもってこれに代えることができるものとする。ただし、第4条に規定する参加資格の要件に定めない場合は、当該提出資料から除くものとする。
- (2) 配置予定技術者等の資格・工事経歴書(様式第3号)
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(入札日現在での最新のもの)
- (4) その他必要と認められるもの

(参加資格の審査)

第7条 町長は、入札の参加資格について、工事案件ごとに審査を行い、参加資格を確認するものとする。

(参加資格の確認通知)

第8条 参加資格の確認の結果、入札参加資格が適正であると認めるときは、第5条に規定する申請書及び資料の提出者に対し、条件付一般競争入札参加資格確認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

- 2 参加資格がないと認められる者に対する通知は、その理由を付した条件付一般競争入札参加資格不適格通知書(様式第5号。以下「不適格通知書」という。)により通知するとともに、次条第1項に基づく説明を求めることができる旨を教示するものとする。
- 3 前2項に規定する通知は、原則として申請書及び資料の提出者に対し、速やかに行うものとする。

(参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第9条 不適格通知書を受領した者は、入札参加資格に満たさないとされたことに不服があるときは、町長に対し、参加資格がないと認められた理由の説明を苦情申請書(様式第6号)により求めることができる。

- 2 町長は、苦情申請書の提出があった場合、苦情申立てに係る回答書(様式第7号)により申請

者に回答しなければならない。

(設計図書等の閲覧)

第10条 当該工事に関する設計図書、仕様書その他の資料(以下「設計図書等」という。)は、町のホームページよりダウンロードし取得するものとする。ただし、これにより難しい場合にあっては、発注課において縦覧できるものとする。

2 前項の閲覧の期間は、別に定める期間とする。

3 入札に参加しようとする者は、設計図書等の内容について、質疑応答書(様式第8号)により質問することができる。

4 町長は、前項の規定による質疑応答書の受付期間として、公告の日から開札までの期間のうち、原則3日以上(休日を除く。)の期間を定めるものとする。

5 町長は、質疑応答書による質問があったときは、当該質問の受付期間終了日の翌日から開札までの期間のうち、原則として3日以上(休日を除く。)の回答期間を設定し、閲覧室において閲覧に供するものとする。

(入札の執行)

第11条 入札書の開札は、公告で示した日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

(入札の無効)

第12条 次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格のない者がした入札
- (2) 申請書及び資料を提出しない者がした入札
- (3) 参加資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札
- (4) 公告及び現場説明書において示した条件等に違反した入札
- (5) その他別に定める規定により無効となる入札

(入札参加者等の公表)

第13条 町長は、対象工事の入札参加者の状況及び入札結果については、入札結果書により、落札者決定後に、速やかに閲覧等により公表するものとする。

2 町長は、前項の公表までの間、入札の経緯及び結果の問い合わせについては、入札参加者以外の者に対して一切応じないものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 1月 1日から施行する。